# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新見市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

#### 評価実施機関名

岡山県新見市長

#### 公表日

令和7年7月11日

[令和7年5月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	固定資産税に関する事務				
②事務の概要	新見市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。  番号法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づいて、新見市は、固定資産税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。				
<ul><li>③システムの名称</li><li>2. 特定個人情報ファイル</li></ul>	・固定資産税システム、・収納消込/滞納管理システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー				
- ・固定資産税賦課ファイル、・ <b>固</b>	日定資産税収滞納ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [ 実施する ] 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	市民生活部税務課				
②所属長の役職名	税務課長				

6. 他の評価実施機関					
-					
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求				
〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所総務部総務課総務係 電話:0867-72-6204					
8. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ				
連絡先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所市民生活部税務課資産税係 電話:0867-72-6117				
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した				
適用した理由					

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か 令和7年4月1日 時点					
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

#### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書 ]		<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入	 手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	フークシステムを通	じた提供を除く。)	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[	]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	登録の際には本人からのマイナンいる。 また、特定個人情報の取り扱いに	ンバー取得をし、その <sub>-</sub> こ関して手作業が介在	に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー 上でマイナンバーの真正性確認を徹底して行って する局面においては、複数人での確認を徹底し が発生するリスクへの対策は「十分である」と考え			
9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ]内部監査	[ ] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>					
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全项	頁目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	能な職員の名簿を年度ごとに作用	或することで、アクセス 析している。これらのタ	証とパスワードによって限定しており、アクセス可権限の適正な管理を行っている。また、アクセス対策を講じていることから、権限のない者によってる。			

#### 変更箇所

変更箇月	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
十成29年5月15日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属	税務課長 林 裕司	税務課長 大田 裕二	事後	人事異動
	田しきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か 田しきい値判断項目 2.取扱	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
T 190,20 = 07, 10 E	者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
十成30年3月13日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年5月15日	Tしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月15日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年10月2日	I 関連情報 5. 評価実施機	税務課長 大田 裕二	税務課長 田邉 庄吾	事後	人事異動
令和2年10月2日	関における担当部署 ②所属 Ⅱしきい値判断項目 1.対象	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正 一
令和2年10月2日	人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2. 取扱		令和2年4月1日 時点	事後	時点修正 一
	者数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 1.対象	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月15日	人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2. 取扱	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
	者数 いつ時点の計数か I 関連情報 4. 情報提供ネッ	•番号法第19条第7号	·番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日番号法の改
	トワークシステムによる情報 Ⅱしきい値判断項目 1.対象	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	正に伴う修正 時点修正
	人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2. 取扱	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年7月7日	者数 いつ時点の計数か I 関連情報 5. 評価実施機	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	税務課長 三村 真司		
	関における担当部署 ②所属 ILきい値判断項目 1.対象	税務課長 田邉 庄吾		事後	人事異動
令和5年7月7日	人数 いつ時点の計数か Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年7月7日	者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	ノアイルを取り扱つ事務(2)事 	番号法の別表第二に基づいて、新見市は、固定資産税額に関する事務において、情報提供 ネットワークシステムに接続し、各情報保有機 関が保有する特定個人情報について情報連携 を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として 中間サーバーへ登録する。	番号法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づいて、新見市は、固定資産税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	I関連情報 3.個人番号の 利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表24の項2. 行政手続におりで開する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	番号法改正に伴う修正
		・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):なし(固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄「事務」に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)	事後	番号法改正に伴う修正
	国 関 注 情報 5. 計画 実 心 後 関 における担当部署 ② 所属 長 II しきい値判 断項目 1. 対象		税務課長	事後	
令和6年7月11日	人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	総務部税務課	市民生活部税務課	事後	時点修正
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所総務部税務課資産税係 電話:0867-72-6117	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所市民生活部税務課資産税係 電話:0867-72-6117	事後	時点修正
令和7年7月11日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	様式変更による
令和7年7月11日	IVリスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式変更による